

公安委員会	国家公安委員会の権限に属する事項の	令和6年4月18日
説明資料No. 1	専決区分の整理（案）について	長官官房

昨年中に施行された法律等に規定された国家公安委員会の権限に属する事項（内閣総理大臣の権限に属する事項で国家公安委員会において専決処理することとされたものを含む。）のうち、一定のものを次のとおり警察庁において専決処理する事項とする。

○ 国家公安委員会の決裁が必要な事項

【整理に当たっての考え方】

- ・ 警察業務に係る各種基準・計画の策定等（専門的・技術的事項のみを定めるものを除く。）
- ・ 所管法人の指導監督に係る特に重要な処分
- ・ その他特に高度な判断を要する処分

○ 警察庁において専決処理する事項

【整理に当たっての考え方】

- ・ 警察業務に係る各種基準・計画の策定等（専門的・技術的事項のみを定めるものに限る。）
- ・ 法令上その要件が明確になっている指定、命令等
- ・ 専門的・技術的事項に係る他機関との協議
- ・ その他軽易なもの（事実の確認、公表、証明等）

【具体例】

- ・ こども政策推進会議に対する資料の提出等（こども基本法第19条第1項）

公安委員会 説明資料No. 2	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案」 について	令和6年4月18日 刑 事 局
--------------------	--	--------------------

1 概要

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号。以下「改正法」という。）により、被告人の保釈又は勾留の執行停止に際して、裁判所が必要に応じて監督者を選任し、被告人の逃亡防止や公判期日への出頭を確保するための監督者制度（改正法による改正後の刑事訴訟法第98条の5以下）が創設されたことから、同制度の関係規定の施行に向け、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号。以下「犯収令」という。）の一部改正を行うもの。

2 改正案の概要

司法書士等が行う特定受任行為の代理等（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）別表第2条第2項第46号に掲げる者の項）について、犯収令第8条第1項各号においてその対象となる行為又は手続から除外されるものが規定されているところ、監督者制度における監督保証金の納付について、同項第2号に規定する保釈に係る保証金の納付と同様に犯罪による収益の移転の危険性が低いことから、同号において監督保証金の納付についても特定受任行為の代理等の対象となる行為又は手続から除かれるよう規定する。

3 意見公募手続の実施結果

令和6年2月2日（金）から同年3月2日（土）までの間、意見公募手続を実施した結果、2件の御意見が寄せられた。

4 今後の予定

閣 議 決 定：令和6年4月23日（火）

公 布 日：令和6年4月26日（金）

施 行 期 日：令和6年5月15日（水）

公安委員会	「道路交通法施行規則の一部を改正する	令和6年4月18日
説明資料No. 3	内閣府令案」等に対する意見の募集について	交通 局

1 趣旨

トラックやバスのAT車の普及が進んでいる状況や職業ドライバー不足等の近年の状況を踏まえ、大型免許等にAT免許を導入するとともに、技能試験、技能教習及び技能検定（以下「技能試験等」という。）の方法等の見直しを行うため、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及び指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成10年国家公安委員会規則第13号）の改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

令和6年4月19日（金）から令和6年5月18日（土）まで（30日間）

3 内容

- 大型免許、中型免許及び準中型免許（これらの仮免許含む。）並びに大型第二種免許及び中型第二種免許にAT免許を導入する。
- 技能試験等は全てAT車を用いて行い、MT免許のクラッチ・ギア操作に係る項目のみ、MT普通車で行う。
- 中型第二種免許の試験車両規格をマイクロバスのサイズに見直す。
- その他所要の改正を行う。

4 施行期日

- 試験車両の開発・導入時期等に鑑みて、普通・普通第二種免許に係るものは令和7年4月1日、中型・準中型・中型第二種免許に係るものは令和8年4月1日、大型免許に係るものは令和9年4月1日、大型第二種免許に係るものは令和9年10月1日
- その他所要の改正は公布の日

公安委員会	令和5年度会計監査実施結果	令和6年4月18日
説明資料No. 4	について	長官官房

1 実施期間

令和5年6月1日から令和6年1月30日までの間

2 重点項目及び対象部署

契約及び捜査費の執行を重点項目とし、93部署に対して実施した。

3 実施結果

ほとんどの部署において会計経理は適正に行われており、指示事項（部署が講じた是正措置について報告を求めるもの）はなかった。

一部の部署において、所要の手続がとられていないなど会計経理上の過誤が認められたため、指導事項（部署が自ら必要な措置として改善を図るもの）とした。

○ 指示事項

0件（前年度比－3件）

○ 指導事項

2件（前年度比－7件）

- ・ 機器の定期保守点検及び年度末までの保守対応を委託する1件の契約について、契約期間の満了前の年度途中に契約金額の全額を支払っていた。また、保守対応業務に係る検査調書を作成していなかった。
- ・ 支出等関係文書は他の行政文書と区分して保管すべきところ、他の文書と区分されず保管されていた。また、保存期間表示の誤りがあるなど適切な管理がなされていなかった。

4 令和6年度の会計監査

令和6年度は、令和5年度の会計監査結果等を踏まえ、契約及び捜査費の執行を重点項目とし、87部署に対する会計監査の実施を予定している。